

江原道の戦時労働動員

——日本への動員を中心に——

樋口 雄一*

Mobilization of Forced Labors from Koreans in Kangwondo during World War II: Mobilization of Koreans to Japan

HIGUCHI Yuichi

Studies on the forced mobilization of Koreans to Japan mainly consist of the themes of ethnic discrimination, wage discrimination, and the details of forced labors. Supplementing this trend, this paper makes clear the compensations to the Korean victims and their bereaved who were mobilized to Japan. In particular, the paper focuses on the issues in Kangwondo, the central part of Korea, as a case study. There is almost no document on forced labors left in Korea. Thus, the author used documents in Japan as well as recent studies in Korea. While the studies on the forced mobilization of Koreans are being conducted in both Japan and Korea, this paper reviews a part of those in Korea.

キーワード：朝鮮人戦時労働動員，強制連行，江原道強制動員，韓国江原道，戦時下江原道，戦時面行政，植民地警察，太平丸事件

Key Words: the forced Korean labors during the war, forced mobilization, the forced mobilization in Kangwondo, Kangwondo, Korea, Kangwondo during the war, administration during the war, colonial police, the Taiheimaru incident

はじめに

日本と中国との戦争は長期化し、国家総動員法が成立し、アジア全体への侵略が本格化した。朝鮮もこの枠組みの中に置かれることとなった。朝鮮に対する収奪は主に米の大量供出が第一で朝鮮農民の多くは米を食べられず強制供出体制は厳しかった。第二には米と同時に朝鮮内の鉱物資源の生産や、特に北部の工業開発には労働力が必要となっていた。

* 中央大学政策文化総合研究所客員研究員

Visiting Research Fellow, The Institute of Policy and Cultural Studies, Chuo University

これには朝鮮人口の9割を占める朝鮮農民、特に下層農民が動員された。さらに日本の「満洲国」建設に協力させられて朝鮮農民の移民が毎年、全朝鮮で実施された。第三に日本からの労働者要求も多くなり、1939年から国家総動員法に基づいて日本国内への農民出身の人々を対象に労働者としての送出国が始まった。1945年までに70数万人の農民が動員されたと考えられている。本稿では朝鮮から日本への動員が朝鮮内でどう行われたか、について朝鮮内の道（日本の県）という地域単位に検証していきたい。これまで日本では道単位というより、日本の各地域に動員された労働動員については動員先の地域で民族差別、賃金差別などの実態調査や、韓国での聞き取りなどで一部の動員状況調査が行われているにすぎない。ここでは韓国の一地域、江原道を取り上げて戦時労働動員の検証を行うことによってそこに住む人々にとって戦時労働動員がどのような意味を持っていたかについて考察したい。こうした作業を通じて日本の植民地支配の実態を検証する手立てとしたい¹⁾。

なお、朝鮮での労働動員は朝鮮総督府鉱工局労働課が朝鮮外と朝鮮内の動員計画と供出（朝鮮総督府は朝鮮人の動員割当と動員を「供出」と呼んでいた。）割当を行い、総督府は各道に割り当て各道鉱工部労務課では道内動員計画を立て、郡・府・邑・面に割り当てた。

また、総督府は労働者の朝鮮内の輸送手配を行い、道はこれに協力し現地まで引率した。動員命令は総督府が出し、令状は道が発行するという役割分担であった。この構図は総督府＝日本政府・厚生省が一体となった動員体制で日本政府の方針で動員が行われたことを示している。

これまでの日本における朝鮮人労働動員についての研究は当初は在日朝鮮人による強制動員労働者の証言、資料の刊行から始まり、炭鉱関係資料、日本政府の各資料から強制動員の実態が明らかになってきた。代表的な著作である朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』は版を重ねている。その後、多くの資料集や研究書が刊行されたが、大学で研究する講座などはなく民間で行われていた。画期となったのは2004年3月に韓国国会で「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」が成立し、日本での調査・研究にも大きな刺激になり、日本国内の市民による実態調査が進んだ。また、日本国内では朝鮮人強制連行の有無についての議論が盛んになり、より実証性が求められることとなった。これに対する反論として山田昭次、古庄正、樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』が刊行された。こうしたなかで強制動員労働者を含めて日本に渡航して来た一般の朝鮮人労働者は在日朝鮮人社会を形成していた。この人々の出身は大半が朝鮮農民であった。この理由は何か、これは日本の植民地支配のあり方、植民地支配がもたらした結果として考えなければならないのではないかと思ひ、農民生活誌に関心を持った²⁾。

これを更に検証するために本稿では韓国中部の東海（日本海）に面する江原道に於ける強制動員に焦点を当てたい。江原道は朝鮮内では平均寿命が最も短いとされており、山岳地

帯が多く、米、麦などの収穫量は他道より少なかった。また、火田民（焼き畑農業を行う人々）も存在していた。朝鮮南部の米作地域とは違う地域である。朝鮮人の強制動員の中心は南部穀倉地帯である、慶尚南道、慶尚北道、忠清南道、忠清北道などの穀倉地帯では人口増加があり、これを対象にした強制動員が最も多い地域であった。しかし、朝鮮内の労働力不足が進行すると江原道も動員対象者が急増することとなったという背景があった。

1. 日本への戦時強制労働動員

日本国内への朝鮮人労働者の強制動員については動員が始まった1939年から戦時末期の朝鮮全体の動員状況を日本政府自身がまとめた公文書によって見ておきたい。

「内地送出関係」

「昭和14年度以降昭和18年末迄に既に36万人を送出しあり、本年度（昭和19年度）は第一四半期6万人、第二四半期15万人（15万人）全年度を通じて29万人については既に内鮮間に協定を見たり、厚生省に於ては更に10万人を要求しあるも目下保留中従来朝鮮労務者内地送出は概ね円滑に推移しありこれらも最近に於ける供出数激増すると共に本年度より組織的に定着指導を実施することとなりてより（移入労務者契約期間延長に関する件、昭和19年3月27日次官会議報告）内地送出に著しく困難を加ふるに至り治安上も看過し得ざる状況に立至れるに鑑み最近内鮮間に諒解し送出方法を改善すると共に（出来得る限り広範囲に徴用を実施すると共に従来補導員制度を廃止し総督府の責任に於て釜山又は麗水に於いて引渡すこととす）援護の措置を徹底することとし極力完全供出を企図しつつあり昭和19年8月8日閣議決定」としているのである³⁾。

朝鮮全体の一年あたりの動員数が最大だったのは1944年であり、この年、29万人とさらに追加の10万人の動員が実施されていると考えられる。1945年までの動員総数については諸説あるが70～80万人前後になると考えられる。動員期間が2年間で帰国希望者が多かったこと、逃亡などで労働者実数は少なかった。日本国内の労働力不足はより深刻になっていった。それが朝鮮人の日本への動員要求が拡大され続けていた要因になっていたのである。

2. 江原道の日本への動員

江原道は良質な石炭、タンゲステン、雲母などの生産が盛んで労働力需要も多かった。こうしたなかで江原道にも朝鮮外動員がさまざまに実施された。

1944 年末になると朝鮮の総人口は 2512 万 174 人となっていたが江原道の男子労働力は 93 万 6429 人となっており朝鮮全 13 道でちょうど中央値の 7 位に位置していた⁴⁾。人口については道面積とも関連させて考えなければならないが平均的な人口であろう。

ここでは江原道の人々の戦時下労働動員について述べていきたいが戦時下の江原道と日本の関係についても全体像を簡単に明らかにしておきたい。

労働動員で渡航してきた朝鮮人以外にも朝鮮から一般渡航者として日本に働きに来ていた人々が江原道にもいた。江原道の一般渡航者として 1940 年 12 月末現在で日本で男女合わせて 1 万 1346 人が働いていた。日本全体のこの時点では一般渡航者は 119 万 444 人であり、江原道は朝鮮北部各道より少し多いものの、南部各道よりは大幅に少なかった。その後強制労働動員が開始されて以降も一般渡航者は増加していった。

強制動員労働者も増加しつづけてその人数を含めると日本の敗戦時には 200 万人を超える朝鮮人が日本で暮らしていた。ここで江原道の日本への強制労働動員者数の確認をしておきたい。1942 年～44 年までの動員数は表 1 のようになると推定される。合計 3 万 9032 人が強制労働者として動員されていた。

本表の特徴は 1942 年度の数字で計画数は勿論、割当数を上回る動員数になっているのである。これは他道、南部各道には無かった現象である。これは動員担当である江原道の警察官伊藤梅之助によれば具体的な経験から「近東面は開戦以来面長以下全職員実によく上司の命令に忠実熱心で勤労働員に、食糧の動員に、その他戦時下の面行政に抜群の成績を

表 1 1942 年以降の江原道強制動員労働者数

(単位：人)

	割当計画数	割当済数	渡航数
1942 年度	7,540	11,090	11,769
1943 年度	10,000	8,450	6,648
		(供出見込数)	
1944 年度	32,000		(20,615)

注：朝鮮全体の 1944 年度の道別動員数は現在のところ 4 月から 12 月については日本政府資料に記録されている。これによると江原道は 12 月までに 2 万 615 人になっている。この年の動員当初割当は全朝鮮で 29 万人、これに追加として 10 万人が割り当てられていた。この年の江原道の強制動員数は見込み数と同程度であったと思われる。なお、1945 年度は輸送手段が無くなり動員数は激減する。

出所：『本邦労働法制並政策関係雑件外地への適用関係』外務省外交資料館蔵 I-59 より作成

挙げていた。特に内地向け勤労者供出には割当 100%の成績を挙げていた。それだけに関係者の説得には半ば強制的とも思われる手段で強行されていたのが実情であったように思われる。」としている⁵⁾。

なお、朝鮮全体では軍の徴兵、軍属、道外動員、道内動員、「満洲」移民が実施されたことによって労働力不足は深刻になり、江原道でもそれは例外では無かった。特に江原道は金鉱を含め、軍事利用が出来る鉱山が発見・開発されたために道内動員が多くなっていた。

3. 江原道の農民から見た日本への戦時労働動員

江原道の現地労働動員についての資料は極めて限られている。まず、江原道庁は 1940 年 3 月頃に火災になり「火の廻りが早く書類の搬出は出来なかった」という。このため江原道の例規等も焼失した。また、1945 年 8 月 16 日、敗戦の翌日には「本府から書類の焼却の入電があった。警察部の各課は庁舎から離れた場所に書類焼却の大きな穴を掘り倉庫から徹くさい書類綴りを運び出して片っ端からずたずたに引き裂いて火にくべた。それが 3 日間で焼き終わった」と記録している。また、江原道は朝鮮戦争の激戦地になり郡役所、府・邑・面・里などの行政機関が戦禍にあった。今でも道が両国に分断されている。現在の江原道内の道・郡・邑・面などには作成された動員名簿などは発見されていないと考えられる。残されている資料から日本への動員を明らかにしなければならない。

この日本への労働動員について考える場合、まず、動員に対する朝鮮人側の「気持ち」である。動員を歓迎していたのか、あるいは反対、悲しんでいたのであろうか。当時のことであるから動員は面事務所と警察が先頭に立って実施していたため反対などとは言えなかった。これは日本国内の徴兵などの場合と同様である。この動員についてどういう気持ちであったかについて動員を見ていた日本人の記録から考えてみたい。ここでは二例挙げておくと、いずれも担当した日本人警察官の見聞である。

春川署の幹部だった田代正文は 1943 年 10 月に着任して「当地では軍需産業に対する労務補給のため朝鮮人の労務者供出が盛んに行われていました。これは警察が郡庁とタイアップして村落を駆回り労務者の供出に片棒をかついだ恰好でした。しかし、いざ送り出す段になると駅頭に於ける被供出家族の号泣に次ぐ号泣は誠に哀れであり、むしろ悲惨な状態を現出したものでした。」としている。

また、集めた労働者が翌朝には全員がいなくなっていたという事例もある。

1944 年に江原道鉄原郡警察署長をしていた細矢宇一は戦後の記録ではあるが強制動員の事例として「内地労務者全員逃走」という項を建てて次のように記録している。「鉄原郡庁から割り当てられた内地行き供出労務者を出発前日鉄原郡庁に連行した。郡庁で調査の上

邑内の各旅館に分宿させたが、翌日刻に集合しないので調査した結果全員逃亡したことが判明したと郡庁から署に連絡があった。(中略)調査の結果専業農家の経営の中心人物のみで自宅に帰っておった。住民は労務供出を回避するため、家計を相続する長男が分家して一家創立する者もあった。総督府施政で最も嫌われたのは労務供出の行政であったように思われてならない」としている⁶⁾。

日本、総督府にとって農業収奪も重要だったので農業生産の中心人物は連行しないという建前であったが面の担当者は割当を消化しておけばよい、という態度であった。既に郡内から朝鮮内、道内への割当があり、1944年には江原郡内労働力も枯渇していたのでこうしたことが起きたのである、また、鉄原郡内にも軍需産業が立地するようになり、インフレで賃金も上がっていた。彼が感想を漏らしているように強制動員は朝鮮民衆から最も嫌われていたのである。

こうした動員担当者の警察官の証言は表現に問題があること、戦後書かれた回想記であることなどを割り引いても朝鮮人が日本への労働動員に決して喜んで応じていたのではなく、むしろ忌避していたことが明らかである。

この強制動員に対して日本の敗戦直後に動員者家族たちは朝鮮人警察官、面の担当者などに強く抗議したことが多く記録されている。

朝鮮各道では労務課が置かれ、府・邑・面にも動員担当者がおり、関係文書も「労務者募集許可台帳」などが永年文書として作成されていた⁷⁾。作成、準備されていた台帳で動員者を決定したがその際は選定基準があったと考えられる。炭鉱・土木現場には農家の雇用労働者、下層農家の次・三男などを対象に動員し、長男が連行された事例はあるが少数と考えられる。工場などには日本語が出来る普通学校(1941年からは国民学校)卒業者などが動員された。この動員では農村の地主層の子弟の動員は確認されていない。当時、朝鮮では「朝鮮農業再編成」即ち朝鮮南部の農業人口の多い地域から貧農層を動員し、農村合理化・米の生産性を上げるという基本政策が実施され、日本への労働動員もこの方針に対応していたのである。

この日本への動員に際して本人の希望の申し出があり、動員対象にした事例は少なく、大半が面が指定した動員対象者になっていた。労働動員が「強制」であると云われる所以である。他にも国内動員、「満洲」移民など動員を望んでいない動員の実情があり、日本まで行った上に、割り当てられるのは、危険な炭鉱などの鉱内労働であることが既に農民たちにも知れわたっていたので、そこに行くことを希望する農村内の要因が農民の側には無かった。そのため先の公文書にあるような行政・警察による強制的な動員以外に方法が無かったのである。また、朝鮮人から見れば朝鮮にいた日本人の農民、労働者(人員の比率は少なかったが)に対しては日本国内炭鉱などへの動員は存在しなかったのであるから民

族差別と映じ、動員に応じることに疑問を持ったのは当然であった。朝鮮人も同じ「皇国臣民・日本人」としながら朝鮮にいた日本人の農民、労働者は炭鉱などでの労働動員対象から外していたことを、民族的な差別として受け止めたのは当然であった。

4. 韓国政府の強制動員調査委員会の成立と江原道の強制動員被害者結果

こうした戦時強制労働動員の実態については韓国内でも実態調査が行われることが無かった。しかし韓国政府は2007年12月に「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」が制定されたことをきっかけに「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会」を設置。さらに2010年3月には「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」が設立され2015年まで、活動した。

この委員会には被害申請が22万6583件あり、この内、7万2631件に慰労金を支給した。この韓国政府委員会には専門の研究者と、研究・調査担当が置かれていた。各道、郡には調査担当が置かれ、被害の申告を受付、調査を行った。この結果、動員の調査報告書が60冊、委託調査報告書38冊、全体の調査報告書など多くの調査結果を公表している。強制動員が確認された朝鮮内日本企業は1,144企業、日本国内企業は1,257企業とされ、企業名事業場数が発表されている。韓国内の強制動員の実態は現在ではこれらの韓国調査資料を利用することが前提となる。これらの報告から江原道のいくつかの資料を取り上げておきたい。江原道全体では表2のようになっている。

以上のような申請が行われたが証拠書類の紛失などで申請者の平均64.5%が認定されずにすぎなかった。調査時点で70数年前のことで資料が無い人も多かったのである。この他に遺骨調査も行われている。こうした調査が行われていなかったこともあり、今後の強制

表2 韓国政府にあった江原道と韓国全体数の申告と慰労金の受付状況

(単位：件)

	江原道	韓国の全体数
強制動員被害申告	7,857	228,126
慰労金受付数	3,856	112,556
内死亡	595	20,681
内負傷	1,053	33,278
内医療支援金	1,262	25,268
内未収金	946	33,329

注1：被害申請者が全て「慰労金」を認められたわけではなく、証拠となる資料・証言が必要であった。

注2：調査対象は労働者だけではなく軍人、軍属、「慰安婦」などが対象になった。

出所：対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会『委員会活動結果報告』2016年刊による。日本語版を使用した。同書71頁による。

動員研究にとっては画期的な資料となるであろう。

しかしながら朝鮮人強制労働動員の実数は日本政府・内務省の統計でも 70～80 万人に達している。韓国調査の申告者は約四分の一弱にすぎないのである。この韓国調査の時点では大半の当事者が亡くなり、証拠書類も朝鮮戦争の移動、などで調査は困難であった。動員名簿は面、郡などの行政機関で作成されていたが管理文書名は確認できるが実際に残っている動員名簿は動員の中心地であった面事務所などの当該資料保存は皆無であると考えられる。むしろ、日本国内の史料館、公文書館等に残されている方が多いのである。

5. 江原道労働動員犠牲者の事例

江原道の労働動員に伴う犠牲者数は表 2 以外には明確ではない。日本側では、まだ、公的には正確な全国調査が全く行われていないためである。日本国内の個人、あるいは団体がまとめた犠牲者調査報告などを一覧にした竹内康人の研究では江原道では 266 人の氏名が挙げられている⁸⁾。

また、先の韓国政府の調査では強制動員された人々の内、強制動員中に死亡し、韓国政府にあった慰労金申請の内、江原道の犠牲者数は 595 人となっている。さらなる詳細については日本の国家的な調査が必要である。こうした中で江原道で象徴的で、最も犠牲者が多かったのは連合国軍の雷撃によって沈没した太平丸海没事件である。

この事件については先の韓国の委員会によって調査報告書「太平丸事件」真相調査報告書 11 が出されている。この太平丸には北海道から樺太に動員され軍属身分とされた朝鮮人労働者が乗船していた。彼らは 1944 年 5 月前後に動員され、動員道は黄海道から 500 人、江原道からは 500 人であり、江原道では麟蹄、楊口、原州、横城、淮陽の五郡から 100 人ずつが動員された。動員者は太平丸に乗船していたが樺太上陸の直前に連合国軍の潜水艦の雷撃によって海没した。調査報告でも犠牲になった人数については明確ではないが 182 人前後であったと推計している。この内の何人が江原道の出身者か、は判らない。半数と想定しても 90 人余が死亡しているのである。江原道での強制動員で一時に亡くなった数としては最も多かったと推定される。この海没事件は地元でも知られるようになっていく。当時、当局も放置できずにこの大量死亡事件については行政が対応することとなった。ここでは韓国調査、日本国内調査で使われていない資料を使い、犠牲の一部を明らかにしておく。これを担当した江原道警備課長は以下の回想を記録している⁹⁾。

「昭和二〇年晩春李家鴻絢知事が江原道から供出した労務者が北海道沖合で米軍潜水艦の襲撃を受け二百名が遭難死亡した。九死に一生を得て生き残った者は明後日帰還するので(死亡者については)明日中に遺族に伝達しなければならないので道課長は分担、郡に出張

遺族に伝達してくれ。死亡者には一人当たり交付金や見舞金三千三百円出るので殖産銀行から道が十万円借受、一人につき前渡金五百円を交付すると話された。私は陽口郡の六名と麟蹄郡の三十名計三十六名の遺族に伝達の命令を受けた。麟蹄郡の一ヶ面十六名全員死亡したところがある」陽口郡では6名分の3,000円を郡守に渡して、領収書を受け取り麟蹄郡に向かった。「麟蹄邑に到着邑内の遺族宅を廻り伝達した。一戸兄弟で供出されたが弟は遭難死亡したが、兄が生き残り明日帰宅することを併せて伝達した。終わって十六人全員が死亡した面」に向かった。自動車が通行できず二十四軒あったが徒歩で向かい「途中に一戸あるので立寄り伝達すると老夫婦二人の暮しの家庭で、指折り数えて一人息子の明日の帰りを待っておった。一人息子に先に死なれてどうしようと泣き出した」……遺族たちが集まっている面事務所に交付金額、前渡金500円であることを説明し、皆の前で合計8,000円を面長に渡した。ここでは幼児を抱えて未亡人となった女性が泣き叫び、子供に先だたれて泣く親があったと書いている。知事が出席し、後に行われる予定とされた慰霊祭は行われなかったと書いている。残りの金額も渡ったかどうかは記録されていない。直接担当した道の課長も渡した記憶はないと書いている。

こうした情景は江原道から動員された五郡で共通して見られたと思われる。この伝達については個別の炭鉱などの事例はあるがこの事件については既刊の資料以外には他に確認できない。この記録が重要なのは先の韓国政府調査のなかでは面の動員数など明らかになっていないこと、何よりも江原道の動員の事実が道の日本人公務員、道警察の幹部の証言によって明らかになっていることである。また、動員犠牲者人数もほぼ一致していること、など江原道側から見た強制動員資料と犠牲を明らかにしている記録である点である。

また、太平丸事件の犠牲者は軍属の身分であったが強制動員労働者の場合も犠牲者への弔慰金の処理は杜撰であった。先に引用した細矢宇一が鉄原警察署長だったときに鉄原郡於雲面から動員した労働者が「福岡県の炭鉱で採炭作業中に事故で殉職死亡し、遺骨で帰還するので当日於雲面事務所です於雲面公葬の慰霊祭を施行するとの案内が在ったので、私と畑山郡守は公葬に参列御霊前にお悔やみと弔辞を奉呈した。炭鉱から遺骨を持参した職員が国からと炭鉱から弔慰金送られると話すが、遺族には一銭の交付金も持ってきていないので内地行労働者の供出に甚大なる、悪影響を及ぼすので至急弔慰金を交付してもらいたい。遺骨持参来鉄した、炭鉱の職員に要請すると共に、炭鉱経営の社長及び従業員からの香典はないかと聞き糺すと一銭もないと言うのでその非情さに慨嘆せざるを得なかった。その後送金したという話を、鉄原警察署長在任中聞かなかった」としている。このことをわざわざ戦後に記録したのはよほど気になっていたからであろう。遺族には弔慰金は届いていなかったと思われる¹⁰⁾。他にもこうした事実は多数あると思われる。検証のためには多くの遺族からのさらなる調査が必要である。江原道民側から強制動員を考える場合、この

遺族の問題だけでなく、動員者が働いた賃金を家族、或いは遺族が受け取ることが出来たかどうか、ということも重要な要素である。

6. 強制動員労働者の賃金と送金

朝鮮総督府は強制動員の賃金と送金に関して厳格な統制を実施し、各種の詳細な方式を決めて、原則的には大手炭鉱ではこの通り実施されていたと考えられる。この規則で賃金は動員労働者が手元に置いて使っていたと考えられ、その詳細が確認できる資料として現存するのは慶尚南道労務課が編集した『労務関係法令集』昭和19年1月版であろう¹¹⁾。この第9章には朝鮮総督府労働者斡旋要綱があり、その中には賃金支払い通牒様式記載例がある。またこの要綱の細則については第5項に「労働者の割当及供出」があり、動員での面の役割が決められている。具体的には名簿の作成などが義務づけられ、労働者に対して面庁前、あるいは郡庁前で訓示をすることが決められている。この「激励会」については多くの証言がある。また労働者の輸送についても細かに決められている。こうした総督府の指示は下部でも実施されていたのである。

家族にとって賃金の送金は生活にかかわる重要な問題であった。動員労働者の内、土木労働者の場合は資料がなく、明らかに出来ていないが土木工事のあり方から班長制度を導入していたと推測する。班長は一班30人単位の動員労働者を指導・引率する役割で、思想穏健、日本語が出来ること、出稼ぎの経験のある者などが選ばれて労働を指揮したと思われる。土木各業者の組下の一単位として組毎に労働者を組織的に働かせていた。土木業者は労働者を連れて頻繁に現場を移動し、書類は残りにくかったと考えられる。賃金は毎日通帳に記入し、個々の労働者に毎月2回以上支払われていた。この際は義務的な愛国貯金、献金などは天引きされていたと考えられるが本給については本人に全額渡されることは少なく預金するという方式であったと考えられる。通帳は組で管理し、送金する場合は組で行っていたと推定される。個々の現場で郵便局がないところもあった。また、土木現場でも労働者の逃亡を最も恐れていたため現金を本人に渡すことが避けられていた。

鉱山の場合は比較的明確に文書化されている¹²⁾。

1、送金方法は本人が行う。2、会社が出身地の面長、自宅に送る。その際も愛国貯金、献金などは天引きされている。3、小遣いは10円程度が本人に渡された。4、残額は各会社で共通しているのが預金とし、その通帳は会社が管理している。本人には渡さず逃亡できないシステムになっている。こうしたシステムの中で自宅送金の場合は原則的には次のようになっていたと考えられる。

三菱北炭夕張鉱業所『第二砵協和寮係員研究会記録』労務係補導班文書¹³⁾によれば送金

は面長に送金することを原則とすること、個人宛に送る際もまとめて面長に報告することを求めている。ここで注目されるのは動員者を送る時の人員選定は面が中心に行い、動員集合地までの引率は面長の責任で行われており、当初から行政の責任で動員が行われ、その後の送金など重要な業務も面長が行っていたのである。面の役割は極めて大きく、警察官もこれに協力していた。即ち労働動員と動員された人々のその後の処遇を総督府行政が担当していた。日本国家の行政機構の末端に位置するのが面と面長であった。また、企業は朝鮮内の総督府行政と密接な関係を持って労働者管理を行っていたのである。

家族はいつ、何円くらいの送金を受け取っていたのか、を証明するような文書は明らかになっていない。現在判っているのは強制動員労働者が強制預金をさせられていた貯金が供託されて保存されていることくらいである。

7. 朝鮮の末端行政機関の面と労働者動員

まず、総督府は許可文書を作成し、道は郡の割当を邑（町）、面（村）に通知していた。面では個々の農民に動員割当を行っていた。面では出稼ぎ希望者、転業希望者名簿（実質的には動員予定者）を作成することが義務づけられていた。割当があった場合には就業案内を添付して割り当てることになっていた。（但し、この就業案内は実質的には作成されていなかったと思われ、先の韓国での調査でも発見されていない）割当を受けた邑・面は国民総力邑面連盟、洞、里及び部落連盟の協力の下に労働者を供出することになっていた¹⁴⁾。

面長は動員労働者が確定すると名簿を作成することが義務づけられていた。労働者動員に必要であれば業者に協力を求めても良いこと、労働者は酒癖のないこと、病気でなく、健康であることなどの条件で選別を行った。面職員は甘言を弄しないようにとの注意や農民に労働動員に協力するように集会で説明すること、警察官と緊密に協力することなどが決められていた。面職員が中心となり動員を行っていた。このため戦時下になると面機能強化をねらって、有力な邑・面には日本人行政経験者などが面長に任命されたり、副面長制の導入、面長の昇格などの処置が実施されていた。

労働動員の最前線には面が前面に立って動員が実施されたのである。面長、面職員は面の有力者・地主になっており、下層農民が労働者として選別されるように仕組みされていた。日本の土木・鉱山・炭山には小作下層農民、農業労働者が、工場などには日本語を理解し、国民学校を出た小作農上層の学歴のあるものが選別動員されていたと考えられる。また、米と農産物の生産、に差し障りのないように地主と主なる農業従事者は動員から外されることもあった。こうした面の役割から解放後には動員者の消息や未払い賃金のことなどについての説明を求める朝鮮内の動員者家族などの民衆から面長が追及され、なかには逃亡

した人もあった。多くの面で安否情報を求めた民衆に面事務所が取り囲まれた。

面長は朝鮮総督府の末端行政機関の長であり、その行動は朝鮮総督府・日本の命令で実行され、法令にしたがっていたにすぎない。朝鮮人労働者の動員割当、動員先の死亡・負傷した人々、残された家族の困惑などに関する責任はこれを命じた日本政府と朝鮮総督府が負うべきものである。

8. 江原道の労働者需給事情

朝鮮総督府は国家総動員体制を確立するには、その基礎になる労働力動員を如何に行い、うかがが課題になっていた。朝鮮からの労働力動員もこうした過程のなかで立案、実施された。

朝鮮では1939年の大旱害が農村を襲い、食糧不足が深刻になっていたが総督府の救済策は極めて低水準のものであった。下層農民は窮迫状況に追い込まれていた¹⁵⁾。

こうしたなかで総督府は1940年に労働者の需給調査を行った。朝鮮総督府は1940年3月に内部部長名で各道知事に「労務資源調査に関する件」を通達し、調査開始を命じたが、その趣旨を次のように述べている¹⁶⁾。

「近時半島に於ける労働力の需要は逐年累増の一途を辿り専業労働者全く拂底し労務調整の円滑適正を期し難き実情にあり、加ふるに時局下生産力拡充産業軍需産業等の強化は益々労働力の需要を来さんとする趨勢に在るのみならず、内地に於ける労働動員計画実施に伴ふ労働者供出の関係もあり之が需給調整は刻下喫緊の要務たる处在来壽常の手段を以てしては到底所期の効果を期待し得ざる事態直面するに至れり、而して今後之等所要労働力の大部分は農村の人的資源に需むるの外なき実情在るを以て速に之が過剰労働力の所在及び量を糾明し、以て戦時労務対策の資に供し度にては本年度より別紙要綱に依り農村に於ける労務資源調査を行ふことと相成りたるに付き右御了知の上之が実施上萬遺憾なきを期せられたし」

労働力が払底し、「在来壽常の手段を以てしては到底所期の効果を期待し得ざる事態直面するに至れり」としており、強権を伴う動員を想定せざるを得ない状態が少なくとも1940年の時点で起きていたといえる。日本国内の労働力が必要なため、朝鮮農村から労働者を送り出すための労働力調査をするように道知事に命じているのである。

この指示に基づいて各道は調査を行った。このなかから江原道の状況について見ると以下のような概要になる。この調査は郡毎の全耕地面積に対し理想面積、理想戸数を推計し

表3 1940年 江原道労働出稼及び労働転業可能者数調 道総計

(単位：人)

年齢	12-19 歳	20-30 歳	31-40 歳	41-45 歳	合計
男子		14,104	7,869	3,312	25,285
女子	4,760				4,760

注：男子の年齢については可動労働力の年齢。女子については結婚年齢が低く、ここでは19歳以下として統計されているが日本への女子組織動員については女子挺身隊令施行までは動員はされていない。

現在戸数を計算し、それ以上の農家を過剰農家戸数という設定で道内郡毎に算出するという方法である。ここから労働出稼及び労働転業可能者数を各道別に算出した数字を提示している。こうした作業の結果を「労働出稼及び労働転業可能者数調」としている（表3）。

なお、本表には備考として「本表掲記の大部分は現在地元或は隣接郡の鉄道工事又は発電所工事、鉱炭山、漁業、その他に兼業として稼働中なり」と記している。実質的には働いていたのである。これは第1号様式であるが第2号様式の「労働出稼及労働転業希望者調」は総数を不明と回答している。この備考「出稼ぎ希望者少数なるは現に道内鉱炭山、鉄道並水力電気発電所工事其の他の土工事に稼働中なるによる」としている。他道の状況も検討しなければならぬが、江原道の場合は実質的に朝鮮内出稼、「自由」に日本への労働などに行く希望などがあり労働力の余裕はなかったということである。それでも江原道では先に見たような動員割当の100%を達成しているのである。

なお、この労働出稼及労働転業希望者数調の朝鮮全体の総括表では朝鮮全道で男35万9494人、女2万9973人とされており、江原道は男が1,596人、女は325人となっている。この数字は江原道の実質動員数である表1の数字より可成り低い数字であり、強い強制動員政策が実施されなければ表1の数字は動員できなかつたと考えられる。

この数字は日本への動員の初期であり、日本国内からの要求は毎年高くなり朝鮮総督府はその後も「農村再編成」政策が叫ばれるようになった。農業合理化で採算の合わない農家を処分するという構想であった。零細小作農、農家の被雇用者（朝鮮の農家に雇われている人が日本より多かつた）を労働者として動員する目的もあつた。動員は単に動員というばかりでなく、残された朝鮮農民の生活全体を変えていくことになった。男子労働力不足を補うために女性も農作業など新たな労働に参加せざるを得なくなつていた。

ま と め——朝鮮人強制動員と朝鮮社会

朝鮮に於ける日本への労働動員とここでは触れることができなかった朝鮮人の満洲移民、江原道を含む北部朝鮮の工業化、石炭・鉱山開発、などの朝鮮内徴用動員、同じ道内労働

動員、徴兵、軍属動員など朝鮮農民の動員は多方面に亘っていた。こうしたなかで朝鮮農民は1939年の大旱害、これにつづいて1942年から3年連続の大凶作に見舞われた¹⁷⁾。朝鮮社会の基本を構成していた農民生活は深刻な状況になっていた。こうしたなかでの戦時労働動員は朝鮮農村の働き手を奪い、朝鮮社会全体に深刻な状況を生み出していた。

朝鮮農民に対する強硬な動員は朝鮮民衆と日本の朝鮮植民地支配にも大きな亀裂をもたらしていた。

ここでは触れることが出来なかったが1944年から始まった徴兵では以降4万5千人と、45年の4万5千人が徴兵され、徴兵検査に行った人々は大抵は実質的な徴兵を逃れられず大半の人々は船舶兵、農耕隊、軍属として兵動的な動員をされることとなった。実際、軍属は日本国内、南洋占領地まで動員され、軍人となった人より多くの犠牲者を出した。また、日本人の満洲移民が問題となっているが、朝鮮人の満洲移民も朝鮮から大量に送り出されていた。江原道を含めた朝鮮各道では1937年からの第一次朝鮮人農民満洲移民が実施された。合計では約13万人余、1942年からの第二次満洲移民は25万人が送り出されることになっていた。これとは別に日本と同じような満洲開拓民志願者訓練所の本拠地が江原道に置かれ、訓練が実施され、日本の敗戦までに約2,000名が動員されていた。

敗戦間近には各道内での軍事施設動員、道外への動員が恒常的に実施されるようになっていた。

こうした動員に朝鮮民衆はさまざまに抵抗していたがこれについては別の機会に譲りたい。日本の敗戦と同時に江原道でも道内全域で独立を祝うデモが起き、地域毎に自治団体が出来て権力移行が行われた¹⁸⁾。

朝鮮人自身の手による解放後の朝鮮が生まれようとしていたのである。

注

1) これまでの朝鮮農民の強制動員については日本への動員が研究の中心で、日本での民族差別、賃金差別、処遇などの問題に就いて論じられることが多かった。しかし、日本の朝鮮植民地支配は日本のアジア・太平洋戦争のなかで朝鮮民衆に対する全面的な動員政策となっていた。アジア全体に対する侵略の手法として実施された。朝鮮から中国東北・「満洲国」中国、南方の占領地、朝鮮内の工場・戦時体制整備に動員され、この一環として日本への動員政策が実施されていた。朝鮮人農民の動員をアジア全体のなかで朝鮮民衆の全面的な動員として位置づける必要があると考えている。戦時末期の朝鮮人全人口は2500万人となっていたがこの内、200万人前後が日本に、中国東北地区（「満洲」200万人）中国・南方などで労働者として働いていたので、100万人合計約500万人が朝鮮外に動員されていた。動員者の大半は農村からで、多くの場合いずれも強制性を持つものであった。

江原道は朝鮮中部に位置し、大半は山岳地帯である。朝鮮でも南部穀倉地帯とは違い人口は1944年5月の時点で180万人余、朝鮮13道の内、中位に位置する。山岳地帯が多く、鉱物資源が多い。東海（日本海）に面し漁業も盛んである。道都は春川である。現在は道は分断され北部

は朝鮮民主主義人民共和国の部分となっている。

- 2) 戦時下の朝鮮農民の生活や労働動員、江原道の食糧状況、朝鮮の米については拙著『戦時下朝鮮の農民生活誌』社会評論社 1998年、同「植民地末期の朝鮮農民と食」『歴史学研究—江原道農民を事例として—』青木書店 2010年6月号所収、山田昭次・古庄正・樋口雄一共著『朝鮮人戦時労働動員』岩波書店 2005年、李榮娘『植民地朝鮮の米と日本』中央大学出版部 2015年などを参照されたい。
- 3) 外務省管理局民生課『労務関係参考綴』外務省外交史料館蔵（1945年）による。
- 4) この人口調査は1944年5月1日に総督府によって調査された集計表による。
- 5) 金剛会編『江原道回顧録』同会刊 昭和52年刊。金剛会は戦後江原道で勤務した警察官達の回想記をまとめた記録集。以下の道庁火災の記録、田代正文の証言は本回顧録による。資料は宮本正明氏の提供による。
- 6) 細矢宇一著『官界人生行路回顧の一端』1985年刊 山形県天童市。1920年から1945年江原道の警察幹部として勤務、詳細な体験記を記す。衆知のように強制動員は面事務所（日本の役場）と警察官が担当しており、警察官の証言は当事者の証言でもある。
- 7) 「慶尚北道報」1943年12月17号の公文書一覧による。この時期の道公文書は朝鮮南部の道文書としての保存の確認は出来ていない。同様に解放前の労働動員の府・邑文書の存在確認は出来ていない。
- 8) 竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料—連行先一覧・全国地図・死亡者名簿』神戸学生センター刊。2007年の死亡者一覧の内、江原道の出身者のみを数えた。
- 9) 細矢、前掲注6)による。著者は江原道の警察官として巡査から署長まで務めた。この記録を書いた時期は1945年晩春としているので敗戦の直前であった。記録は日記記録ではなく、印象的な事項を時系列的に記述している。当時彼は、江原道庁警察部の警備課長（警察署長より上位）をしていた。この強制動員について三項目に分けて記述しているが要点のみを紹介しておきたい。なお、本資料は敗戦から長期間を経た後に書かれているため事件の評価の部分は省略した。
- 10) 前掲細矢宇一著『官界人生行路回顧の一端』295頁による。
- 11) 慶尚南道労務課『労務関係法令集』慶尚南道鉱工部労務課 昭和19年2月。原資料は776頁の大冊。樋口雄一編『戦時下朝鮮人労働動員基礎資料集』第5巻 緑蔭書房所収。
- 12) 日本鉱山協会『半島人労働者に関する調査報告』1940年12月刊 朴慶植『朝鮮問題資料叢書第2巻』所収によれば朝鮮人動員労働者処遇の状況を調査し、この調査報告の事項に賃金額と「送金及び貯金状況」調査があり、回答した企業によっては月別の就労者数、送金金額、預金額を一覧にしている企業もある。調査は当時の重要鉱山78社で朝鮮人を使用していた企業を対象にしている。これによると企業によってさまざまである。
 なお、鉱山側が発行した賃金、給与明細書の内容は事例にすぎないが1945年時点の10枚分が例示され、1943～44年分の期末賞与給与通知書、決戦増産手当給与手当書などが写真版で読めるように掲載されている資料がある。韓国釜山で開館された国立日帝強制動員歴史館で2016年に刊行された図録に収録されている。賃金額、寮費、税金、保険料などが引かれていたことが判る。この事例は忠清南道から動員された人が保存していたもので江原道の事例ではない。
- 13) 北炭夕張鉱業所労務課補導班『第二協和寮 係員研究会記録』1940年1月のなかで半島人訓練要綱と其の状況』には送金貯蓄の項で
 「イ 収入の処置に関する指導としては毎月カードを渡す際に充分説明の上理解せしめる。ろ 毎月の賃金より本人の希望により国元送金をなす、但し会社より直接面長宛に送金するも原則とするも希望により直接送金全額を会社にて取纏め面長に報告することあるべし。は 毎月の小遣いは十円以内に止めるよう指導ス」としている。

この文書を作成した三菱北炭鉱業所は大量の強制動員朝鮮人を受け入れており、以降も朝鮮人労働者管理に指導的な役割を果たしていたと思われる。

- 14) 面の下部組織が里・洞となり、国民総力朝鮮連盟は日本の大政翼賛会とほぼ同様の組織で最下部組織は愛国班で日本の隣組に相当する。しかし、朝鮮の愛国班は日本の隣組ほどの機能は発揮されず、面が前面に出て直接面職員が通知と動員を担当した。これには米の供出の時と同様に警察官が立ち合う場合があった。
- 15) 樋口雄一『戦時下朝鮮農民生活誌』社会評論社 1998年刊に1939年旱害の状況と農民生活状況についての概要があり参照されたい。
- 16) 朝鮮総督府『労務資源調査関係書類』1940年 韓国国家記録院蔵 樋口雄一『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集』第1巻所収 緑蔭書房 2000年刊による。
- 17) 3年連続の凶作と総督府の対応については樋口雄一『日本の植民地支配と朝鮮農民』同成社2010年刊があり、戦争末期の朝鮮社会状況についても触れている。
- 18) 敗戦に伴う江原道での権力移動は各機関の朝鮮人職員を中心に行われ、病院では朝鮮人医師が、学校では朝鮮人教員が、自治機関としては治安維持法で逮捕・拘束されていた人が中心になり、自治体制が一斉に造られた。当時の朝鮮人知識人の大半は敗戦直前に日本の敗戦を知り、準備していた。多くの朝鮮人がソビエト、アメリカ、中国からの短波放送を聞いて敗戦を知っていた。戦時下に強行された動員が朝鮮社会の矛盾を拡大させ独立のための準備をしていたのである。